

2026年8月吉日

お客さま各位

株式会社千葉興業銀行

手形・小切手の振出期限設定等に伴う各種規定改定のお知らせ

当行では、2026年9月30日を手形・小切手の振出期限とし、あわせて同日をもって他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了することに伴い、2026年10月1日付で各種規定を下記のとおり改定いたします。なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

当行では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引き立ての程よろしくお願いいたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限について

最終振出期限：2026年9月30日（水）

※最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は当座勘定から支払いません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026年9月30日（水）

※各金融機関で定める期限内に振り出された手形・小切手については、これまで通り「取立」により資金化いたします。ただし、支払期日が2027年3月31日までのものに限りです。

3. 当座勘定規定および各種預金規定等の一部改定

（1）改定日

2026年10月1日（木）

（2）改定内容

別紙の新旧対比表をご参照ください。

以上

当座勘定規定書

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
第1条（当座勘定への受入れ） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
第7条（手形、小切手の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条（手形、小切手の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第8条（手形、小切手用紙） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また、振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
第19条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また、振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第19条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

改定後	改定前
第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても <u>2026年9月30日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
第7条（小切手、手形の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。ただし、<u>2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条（小切手、手形の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
第8条（小切手、手形用紙） ①当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当行を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ <u>2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第8条（小切手、手形用紙） ①当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当行を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） ①小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また、振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） ①小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
第19条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたものが呈示されたときは、支払いません。また、振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第19条（線引小切手の取扱い） ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

約束手形用法

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	8. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9 8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

為替手形用法

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
11 10. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

小切手用法

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。	8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。
9 8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

代金取立規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
1. (取扱証券) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、</u>取扱いをいたしません。	1. (取扱証券) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。

普通預金規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。

貯蓄預金規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。

納税準備預金規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。

定期預金共通規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

新型積立式定期預金規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

定期積金規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

通知預金規定

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
2. (証券類の受け入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形・小切手であっても 2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受け入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。